平成23年第６回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成23年第６回岩手町農業委員会総会は、平成23年12月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　平成23年度農地パトロール実施結果報告について
（２）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（３）　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（４）　議案第３号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
（５）　議案第４号　農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
12番　細野　清悦
13番　千葉　靜子
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
17番　今松　利雄
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄

農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第６回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、１番横澤委員の１名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。９番岩舘修一委員、10番澤村博美委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告１件 議案４件の提出があります。お諮りします。報告１件 議案４件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告１件 議案４件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号、平成23年度農地パトロール実施結果報告について、の件でございます。７番黒澤委員から報告を求めます。

７番黒澤委員　資料につきましては、２ページから５ページとなります。それでは、私の方から報告いたします。内容につきましては、それぞれ班ごとに報告しておりますので、詳細については、省略させていただきます。まず、平成23年度にパトロールを実施した結果について、経過と致しまして県農業会議が８月から11月までの４ヶ月間を県下の統一農地パトロール月間として設定しており。町農業委員会としても耕作放棄地の確認・調査、違反転用の早期発見や防止により、優良農地の確保と農地の活性化・有効利用を図るため、昨年に引き続き農地パトロールを実施することとした訳でございます。実施の方法は、農業委員全員による６班編成とし、関係機関と連携しながら９月から11月の間に実施することとした。第１班と第２班は９月５日そ

れぞれ南山形地区と北山形地区、第３班と第４班は10月５日それぞれ一方井地区と久保・浮島地区、第５班と第６班は11月１日それぞれ川口地区と水堀・沼宮内地区のパトロールを実施致しました。パトロールを実施した結果につきましては、２ページから５ページまで、それぞれ詳しく載せております。皆さんには、前もって議案を配付しており、前にも報告しておりますので内容については省略いたします。

又、いずれの農地に於いても今すぐ周囲に悪影響を与えるような農地が無かったものの後継者等がなくて、将来的に耕作放棄が懸念されるような農地や貸し借りというような有効利用の可能性があるものなど確認をされております。そのようなことから、まとめといたしまして各班で確認した未耕作等の農地を別紙一覧表にまとめ、これらの農地の活用対策においては、「岩手町農業再生協議会」や町、農業改良普及センター、ＪＡ等関係機関へ情報提供を行い、有効活用に資することといたします。

町農業委員会は、今後においても回覧文書や町広報誌などに掲載するなど啓蒙に努めることとし、委員個々においては、日頃、地区行事・集会などのあらゆる機会を捉えて遊休農地対策について、農家へ啓蒙することが大切であり、農家の農地貸借や作付けの相談を受けながら、遊休農地の解消と農地の有効利用に努めるものとします。以上報告を終わります。

事　務　局　補足説明をいたします。ただ今黒澤委員から岩手町農業再生協議会のほうへ情報提供を行うという報告がありましたが、「岩手町農業再生協議会」の会議が１月に開催が予定されております。各委員におかれましては、町民から相談がありましたら農業委員会に情報提供をしていただきたくお願いいたします。農地が有効に利用され遊休農地の解消に努めていただくように併せてお願いいたします。以上です。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第１号、平成23年度農地パトロール実施結果報告について、を終わります。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、７ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売買許可について、であります。受付番号74番、土地の所在は大字久保第７地割、登記地目は、田、登記面積は合計2,889㎡となっております。譲受人が大字一方井第６地割の63歳の男性の方です。譲渡人が大字子抱第２地割の64歳

の男性の方です。理由は、以前から借りており、今回取得するとなっております。譲受人の耕作面積は91,871㎡となっております。家族数が７人で耕作者数は３人となっております。金額は、10ａ当たり200,000円となっております。大字久保第７地割の図面を添付しておりますので、参照してください。

次に、資料については８ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可についてであります。受付番号第75番、土地の所在は大字一方井第３地割、登記地目、田４筆登記面積は合計4,194㎡となっております。譲受人は、大字一方井第４地割の80歳の男性の方です。譲渡人は、大字一方井第13地割の68歳の男性の方です。理由は、以前から耕作しており、今回贈与するとなっております。譲受人の耕作面積は、12,638㎡となっております。家族数は、５人で耕作者数は２人となっております。９ページには大字一方井第３地割と第４地割の図面を添付しておりますので、参照してください。

次に、資料は10ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可についてであります。受付番号41番、43番、44番、46番についての明細は同じ内容の更新になっております。

受付番号70番、土地の所在は大字黒内第７地割、現況地目は畑４筆、申請面積は合計15,491㎡となっております。借受人は、八幡平市帷子の52歳の男性の方です。貸出人は、大字葉木田第３地割の61歳の男性の方です。理由は、相手方の要望となっております。借受人の耕作面積は、40,901㎡となっております。家族数は５人で、耕作者数は３人となっております。金額は、10ａ当たり5,000円となっております。13ページには、大字黒内第７地割の図面を添付しておりますので、参照してください。

次に、資料は14ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可についてであります。14ページから34ページまでの受付については、農業者年金受給等の親子間の再設定となっております。

なお、７ページの受付番号74番、８ページの受付番号75番、11ページの受付番号70番については、現地調査を実施しておりますので、担当委員の方からの報告をお願いします。その他の件については、前もって地区担当委員の方から現地を確認しております。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

15番井戸委員　受付番号74、75番については、現地は、私の地区にありますので、15番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と13番千葉委員、14番遠藤委員、及び事務局２名で確認してまいりました。受付番号74番につきましては、この場所ですが、横田地区のニチコンの後ろ側で、以前から借りて耕作している場所を今回取得するということでした。譲渡人の方の理由は、労力不足によるとのことでした。耕作の状況は、本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地

域との関係も問題ないものと確認しております。

次に、受付番号75番については、場所は一方井地区から黒内に向かう途中で区画整備されているところでした。譲受理由は、以前から耕作しており、今回贈与により取得するということでした。弟である方が出稼ぎをしていたため、兄が今まで耕作をしていて今回、受贈するということでした。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上報告を終わります。

14番遠藤委員　受付番号70番については、場所は葉木田になります。相手は西根の方ですが、借りて野菜を作付するということでした。耕作の状況は、本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上報告を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第７条の第１項の規定により意見を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、36ページとなっております。農地法第４条の規定による農地等の転用申請許可についてです。受付番号３番、土地の所在が大字川口第５地割、登記地目は田、登記面積は835㎡、申請人が大字川口第５地割の49歳の男性の方です。転用の目的としては、一般住宅の建築となっております。１棟95.23㎡となっております。この件につきましては、今年の５月20日に現地調査を実施しており、８月５日に農振解除済みとなっております。大字川口第５地割の図面を添付しておりますので、参照してください。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、38ページとなっております。非農地証明についてであります。受付番号は13番となります。土地の所在は、大字五日市第11地割、登記地目、畑、登記面積が99㎡となります。申請人は、八幡平市野駄の53歳の女性の方です。利用状況は、昭和58年頃に物置・車庫を建築してしまったとのことでした。

次に、受付番号14番、土地の所在は、大字川口第32地割、登記地目、畑、登記面積が7,199㎡となっております。申請人は、大船渡市猪川町の78歳の男性の方です。利用状況は、昭和61年頃から原野・山林化してしまったとのことです。

次に、受付番号15番、土地の所在は、大字一方井第８地割、登記地目、畑３筆、登記面積、合計1,147㎡となっております。申請人は、大字土川第５地割の80歳の男性の方です。利用状況は、昭和55年頃からタバコ乾燥小屋を建築及び山林化してしまったとのことです。39ページ、40ページには大字五日市第11地割の図面を載せております。41ページ、42ページには、大字川口第32地割の図面を載せております。43ページ、44ページには、大字一方井第8地割の図面を載せておりますので、参照して下さい。この件につきましては、現地確認をしておりますので、代表委員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

13番千葉委員　議案第３号の適用外申請について現地調査の結果を私、千葉から報告いたします。受付番号13番については、場所は苗代沢地区で役場から南に向かって三八五通運の付近で、先月３条申請が出た付近のすぐ近くです。資料にあるとおり、昭和58年頃に車庫を建てたということです。コンクリートで固めてあったため、農地に復元す

ることが難しいと判断してきました。現地は、いずれも法令等の審査基準を遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題ないと、判断してまいりました。以上報告を終わります。

８番太布委員　受付番号14番については、現地は私の担当地区ですので報告いたします。いずれも法令等の審査基準を遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上報告を終わります。

14番遠藤委員　受付番号15番については、私、遠藤から報告いたします。現地確認は、私と13番千葉委員、15番井戸委員、及び事務局２名で確認してまいりました。場所は、一方井の大手花橋から岩手ゴルフガーデンに向かって行ったところの近くです。昭和55年頃の建築ということでしたが、その当時建てたタバコの乾燥小屋ですから、補助を受けてしかも確認を取るとか意識がなかった時代だったと思います。そういう訳で、タバコの乾燥小屋が建っておりました。基礎もしっかりしておりますので、復元は難しいのではと見てまいりました。あと、もう一ヶ所はそこから更に南側に進んだ鴫沢の十字路の付近です。そこは、既に完全な山林になっておりました。昭和55年以前より、古いように見受けられました。いずれも法令等の審査基準を遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上報告を終わります。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号　農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第４号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第１項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成23年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、46ページとなっております。利用権設定であります。受付番号２番についてです。利用権の設定を受ける者が、大字土川第７地割の53歳の男性の方です。次に利用権を設定する者が、盛岡市菜園の社団法人岩手県農業公社でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字土川第４地割、現況地目は畑２筆です。面積は、合計で6,753㎡となっております。貸借料は総額2,116,500円となっております。作物は、普通畑となっております。権利の種類は、所有権移転となっております。

次に、受付番号３、５、６、７、８、９、10番については、明細は同じ内容の更新となっております。受付番号９番については、前回より面積が一町五反歩ほど減となっております。

次に、受付番号４番、利用権の設定を受ける者は、八幡平市帷子の56歳の男性の方です。利用権の設定をする者は、大字黒内第４地割の72歳の男性の方です。利用権を設定する土地の所在は、大字黒内第６地割、現況地目は畑、面積は、15,349㎡となっております。契約期間は、平成24年１月１日から平成33年12月31日までの10年間となっております。賃借料は10ａ当り5,000円となっております。作物は、飼料用作物となっております。権利の種類は、賃貸借権設定となっております。47ページには、農用地利用集積計画を載せておりますので、参照してください。以上．説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第6回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時06分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

９番　　印

10番　　印